

「従前相当訪問型サービス」および「基準緩和訪問型サービス」についての Q&A

問1

生活援助(掃除、洗濯、買物、食事作りなど(入浴、着替えなどの身体に直接触れて行うサービスを除く。))のみのサービス提供を受ける利用者は、ケアプランに「従前相当訪問型サービス」と「基準緩和訪問型サービス」のいずれに位置付けられるか？

(答)

生活援助サービスの提供に当たり、有資格者(訪問介護員)による提供が不要と判断される場合、ケアプランにおいて「基準緩和訪問型サービス」に位置付けられます。

一方、認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うなど利用者の状態が不安定であり、生活援助サービスに加えて、訪問介護員による専門的なサービスが必要とされる場合(見守りの援助を要する場合を含む。)は、「従前相当訪問型サービス」の利用が想定されます。

問2

訪問介護員が「基準緩和型訪問サービス」を提供した場合の報酬請求はどうなるか？

(答)

「従前相当訪問型サービス」と「基準緩和訪問型サービス」の両方の指定を受けている事業所であって、ケアマネジャー(介護支援専門員)の判断として、「基準緩和訪問型サービス」をケアプランに位置付けた利用者に対して、突発的な理由により、訪問介護員が生活援助サービス提供した場合にあっても、「基準緩和訪問型サービス」としての報酬請求となります。

問3

身体介護と生活援助サービスの両方が必要な利用者の場合の位置づけはどうなるか？

(答)

身体介護サービスも提供されることから、生活援助サービスを提供される場合にあっても訪問介護員によるサービス提供がなされるべきとして、「従前相当訪問型サービス」に位置付けられることが想定されます。

問4

「従前相当訪問型サービス」と「基準緩和訪問型サービス」の両方の指定を受けた場合、事業所に訪問介護員しか在籍しておらず「基準緩和訪問型サービス」の利用者の受け入れを拒むことはできるか？

(答)

伊丹市第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱に基づき、正当な理由なく、サービスの提供を拒むことはできません。受け入れの停止には「基準緩和訪問型サービス」についての休止届や廃止届が必要になります。

以上